

長野県建設部の発注する土木関連業務・工事における BIM/CIM 適用に関する実施方針

1. BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、長野県建設部の発注する土木関連業務・工事に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

2. BIM/CIM 適用の対象範囲

以下に示す業務・工事に該当するものを対象とする。

- ・ 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- ・ 土木設計業務等共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- ・ 土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事を除く。
なお、これによらず対象以外の業務・工事においても積極的な導入を推進する。

3. 3次元モデルの活用

業務・工事ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び3次元モデルの詳細な作成内容(作成範囲・詳細度・属性情報等)を協議する。活用内容については、【別紙1】「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす**必要十分な程度の範囲・精度で作成**するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

義務項目については、大規模事業や条件・形状が特殊な構造物の詳細設計(実施設計含む)及び工事での活用を基本とし、測量・調査等の準備段階においては、設計での活用を見据えてデータ取得、成果作成を行う。ただし、工事における義務項目は設計等の前段階で3次元モデルを作成していることを前提としたものであり、前段階で3次元モデルを作成していない場合は活用しなくてもよい。

推奨項目については、業務・工事の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務・工事及び条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。

なお、**設計図書は2次元図面**とし、**3次元モデルは参考資料**として貸与するものとする。

4. 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、3次元モデルの作成、ソフトウェアの調達等の活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積により計上する。

なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限り、費用計上の対象とする。

5. DS (Data-Sharing) の実施 (発注者によるデータ共有)

業務・工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書作成の基となった情報を説明し、受注者が希望する参考資料(電子データを含む)を貸与する。説明に使用する資料は、【別紙2】の記載例を参考に作成するものとする。

6. 信州BIM/CIM推進協議会への協力

長野県建設部においては、信州BIM/CIM推進協議会(令和元年～)を設立し、県内建設業全体でBIM/CIMの推進を図っている。長野県建設部発注の業務・工事においてBIM/CIMを実施した時は、受発注者共に信州BIM/CIM推進協議会の取組・活動に協力すること。

BIM/CIMを実施した業務・工事においては、各種要領・仕様等に定められる成果のほかに「【様式1】取組説明資料(パワーポイントA4)」を作成し、下記宛に作成データを提出すること。

- ・ 発注者
- ・ 長野県建設部建設政策課技術管理室基準指導班
- ・ 信州BIM/CIM推進協議会(※各所属団体の協議会員等を通じて協議会に共有)

提出された取組説明資料は、協議会を通じて建設業界全体における事例共有に用いられるため、留意のこと。

また、各業務・工事において複数の取組を実施した場合は、その実施数に応じて、取組説明資料を作成し提出のこと(自社努力で取り組んだものを含む)。

7. 適用時期

令和5年10月1日以降に起工起案する業務・工事から適用する。

ただし、既に契約済みの業務・工事においても、受発注者協議により適用できるものとする。

8. その他

運用にあたり参照すべき実施要領については、下記のとおり。

- ・ BIM/CIM適用業務実施要領【別紙3】
- ・ BIM/CIM適用工事実施要領【別紙4】
- ・ BIM/CIM(統合モデル)管理支援業務実施要領【別紙5】